

議案第 2 2 号

長久手市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

長久手市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 8 年 2 月 1 9 日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、職員の通勤手当の改定に関し、長久手市職員の給与に関する条例の一部を改正するため必要があるからである。



## 長久手市条例第 号

長久手市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長久手市職員の給与に関する条例（昭和36年長久手村条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（第4項において「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 _____ 支給単位期間につき、<u>6万6,400円</u>を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて<u>市長が規則で定める額</u>（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（<u>次項</u>において「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に</u> _____ 定める額（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考</p>

慮して市長が規則で定める職員  
にあつては、その額から、その  
額に市長が規則で定める割合を  
乗じて得た額を減じた額)

慮して市長が規則で定める職員  
にあつては、その額から、その  
額に市長が規則で定める割合を  
乗じて得た額を減じた額)

ア 自動車等の使用距離（以下  
この号において「使用距離」  
という。）が片道5キロメー  
トル未満である職員 2, 0 0  
0円

イ 使用距離が片道5キロメー  
トル以上10キロメートル未  
満である職員 4, 2 0 0円

ウ 使用距離が片道10キロメ  
ートル以上15キロメートル  
未満である職員 7, 3 0 0  
円

エ 使用距離が片道15キロメ  
ートル以上20キロメートル  
未満である職員 1万4 0 0  
円

オ 使用距離が片道20キロメ  
ートル以上25キロメートル  
未満である職員 1万3, 5  
0 0円

カ 使用距離が片道25キロメ  
ートル以上30キロメートル  
未満である職員 1万6, 6  
0 0円

キ 使用距離が片道30キロメ

メートル以上35キロメートル未満である職員 1万9,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 2万2,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2万5,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2万9,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 3万2,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 3万5,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3万8,700円

(3) (略)

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のため

(3) (略)

の施設（その所在地及び利用形態が市長が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市長が規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市長が規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額

の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15

万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

5 通勤手当は、支給単位期間（市長が規則で定める通勤手当にあつては、市長が規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市長が規則で定める場合にあつては、その翌月）の市長が規則で定める日に支給する。

6 （略）

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として市長が規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。

8 （略）

万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

4 通勤手当は、支給単位期間（市長が規則で定める通勤手当にあつては、市長が規則で定める期間）に係る最初の月 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_の市長が規則で定める日に支給する。

5 （略）

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として市長が規則で定める期間（自動車等 \_\_\_\_\_に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。

7 （略）

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（規則への委任）

2 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。



## 議案の概要

### 1 改正の趣旨

この条例は、通勤手当の改定に関し、長久手市職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。

(背景・目的) 今日の世界情勢を踏まえ、国家公務員等に関する規定の改正内容に準じた改正を行うものです。

### 2 改正の内容

- (1) 自動車等の使用距離の区分に応じた通勤手当の額を、規則で定めるようにすること。(第15条関係)
- (2) 駐車場等の利用に係る通勤手当について規定すること。(第15条関係)
- (3) 所要の規定の整理を行うこと。

### 3 今後の影響

特にありません。

### 4 附則について

- (1) この条例は、令和8年4月1日から施行するものとします。
- (2) 附則第2項に規則への委任を規定するものとします。